



令和4年11月7日

岩倉市議会

議長 伊藤隆信 様

堀 巖

第14回全国政策研究集会2022in静岡

このことについて、下記のとおり実施しましたので報告いたします。

記

- 1 実施日 令和4年8月20日（土）～21日（日）
- 2 研修先 静岡市民文化会館
- 3 復命事項
別添のとおり

8月20日

基調講演「リニア巨大プロジェクトと大井川の水、南アルプスの自然」

●リニア中央新幹線事業の概要

品川・名古屋間 286 km 所要時間 40分 (建設費 5兆5235億円)

2027年開業予定

東京・大阪間 436 km 所要時間 67分 (建設費 9兆300億円)

2045年開業予定 (最大8年間前倒し)

●リニア中央新幹線の目的

東海道新幹線との二重化

3大都市圏と1時間圏化

※しかし、5.5兆円の総工費に対し採算はとれない (JR東海)

●工事で問題となる (JR東海と静岡県と対立している) 部分

南アルプストンネル (延長距離 25 km)

●トンネル掘削のリスク

トンネルより標高の高い所の地下水の低下。河川流量の減少・沢枯れの可能性
⇒生物への影響

静岡県内の区間が最大標高でトンネルが傾斜しているため、その傾斜に沿って湧水が大井川流域外へ流出する可能性⇒大井川の河川流量が減少

トンネルが地下水の流れを切断又は流れを変える可能性

有害物質を含む水や水温が高い水がトンネルに湧出し、それが河川に流出する可能性

●静岡県とJRの論点の総意

1. 中下流域の地下水への影響

県 : トンネル掘削による中下流域の地下水への影響を懸念

JR東海: 地下水の主要な涵養源は付近の降水と中下流域の表流水であり、樺島より上流の深部の地下水が直接中下流域に供給されているわけではない。

2. 工事中のトンネル湧水の県外流出

県 : 大井川に戻すべき

JR東海: 流出量の300万トン~500万トンが山梨県側に流出しても大井川の流量に影響はない。

3. 発生土の処理

県 : 370 m³のトンネル掘削土が発生する。大井川流域に盛土したときの安全性を懸念。また、自然由来の重金属等を含む発生土の安全性や水質への影響を懸念

J R 東海 : 基準に基づき適切な盛土を行うので安全

4. 地下水位低下に伴う生態系への影響

県 : 樺島より上流部での生態系への影響を懸念

J R 東海 : 影響は回避できない。代償措置で対応

●そもそもの問題点

国土交通大臣が J R 東海に工事の実施計画の認可をした時点(2014年10月)で事業の採算性評価と環境影響評価などのリスク評価が十分に行われていなかったこと。

特に、環境面における生態系における影響について、事業者と地域住民との間の認識のずれ

基調講演②「議会改革とジェンダー平等・民主主義」上智大学法学部 三浦 まり

女性の経験や視点は、政策に必要であるが、議会では、男性の数が圧倒的に多いのが現状である。また、女性議員は男性議員に比べハラスメントを受ける割合が多いのもデータで表れている。そのハラスメントの例として、懲罰や問責決議、議員辞職勧告、議事録の削除などが多くの自治体議会で起こっている。

客観的に見ると、多数派による少数派のいじめの構図とも取れる。

議員辞職勧告は、懲罰より軽い処分であると捉えがちではあるが、その影響はとても重い。懲罰や議員辞職勧告決議などに正当性が低い場合、ハラスメントと同様に、多数派はその問題に気づくことは難しい。多数は決して民主主義でもないし、絶対正しいものとは限らないが、多数派は、得てしてそれが民主主義であり自分たちの結論が正しいものだと錯覚してしまうからである。

議会内部における問題は議会内部で決めるべきという議会の自律権の考え方は、議会機能が全うである前提に立っているが、そうでない場合は当然あるわけで、その時にどうすればよいかを想定しておく必要がある。

議員・職員のハラスメントに関する条例をつくっておくのも一つの手法である。また、第三者機関の判断を仰ぐ仕組みも有効であるが、議会内部にそのような機関を設置している自治体の事例はないのではないだろうか。第三者機関の判断という意味では、市町村議会における議員が出席停止等の懲罰を受けた場合は、県の自治紛争処理委員会の審決申請を行うこともできる。

現在、多くの議員が、裁判という形で司法に判断を仰がざるを得ないという状況も起きているが、議会の自律権と司法の介入という問題は、常に対立関係に置かれる。近年、最高裁は、出席停止等、議員本人の不利益に係るものに対して、司法の対象であるという見解を取った。

懲罰等を含めたハラスメントが起きることを想定した上で、ハラスメントを防止する方策が必要であろうし、起きたときにどのような解決方法があるのかを十分に考えておくことが必要であろう。

分科会「少数派議員への懲罰と本来の地方議会のあり方を問う」大正大学社会共生学部公共政策学科 江藤俊昭

政治倫理条例は、贈収賄等の不正防止から制定されるようになったが、今日的には、ハラスメントを含め、広く議員の倫理を問うものにする時代になってきた。しかし、現状では、古い条例が散見される。政治倫理審査会の委員は、議員ではない第三者であるべき。なぜならば、問題提起した議員が委員である場合、公正中立な判断は難しいからである。

2日目 「有機農業で変える地球の未来」NPO法人しずおかオーガニックウェブ 吉田 茂

世界的に、地球温暖化が深刻な環境変化をもたらすことへの危機感から、その対策としてのゼロカーボン政策が重要となっている現在、農業分野から排出されるCO₂も大きな割合を占めている。

化学肥料を作る過程でもエネルギーが必要である。肥料は、空気中の窒素(N)を固定化するという意味もあるが、CO₂削減のための空気中の炭素を固定化する技術としては、まだまだ技術革新が必要である。植物の光合成に勝る技術は見出されていない。

有機農業が食物としての安全を謳い文句として広がりを見せているが、一方でゼロカーボン政策にもつながっているという点があることは、なかなか国民に浸透していない。国は、みどりの食料システム戦略を打ち出し、2050年までにCO₂セロミッション化の実現を目指しており、オーガニック市場を拡大しつつ、耕地面積に占める有機農業の取組面積を25%（約100万ha）にまで拡大を目標数値として掲げている。

農水省は、有機農産物の消費支援に対して、これまでは消極的であったが、現在では、その市場創出に積極的になってきた。自治体についてもオーガニック給食であるとか、マルシェを活用した身近に有機農産物を知ってもらう活動が出てきている。大きな活動へ繋げるためには、地域の小さな活動が必要であると思う。